

引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源過分)の用途について

社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うため、平成24年8月に消費税法及び地方税法が改正され、平成26年4月1日から、消費税及び地方消費税の税率が5%から8%へ引き上げられました。この引上げ分に係る地方消費税交付金については、その用途を明確にし、増加している社会保障経費に充当することとされています。

本町の平成30年度一般会計決算における上記経費の充当状況は、次のとおりです。

(歳入)

・市町村交付金(社会保障財源化分) 36,659 千円

(歳出)

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 777,255 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国 支 出 金	町 債	そ の 他	社会保障財源化 分の市町村 交付金	そ の 他
社会 福祉	障害福祉事業	187,822	141,033		4,532	3,461	38,796
	高齢者福祉事業	15,610	263		1,583	1,128	12,636
	児童福祉事業	174,785	110,538		10,985	4,363	48,899
	小計	378,217	251,834		17,100	8,952	100,331
社会 保険	介護保険事業	110,286	1,091			8,945	100,250
	国民健康保険事業	72,619	40,241			2,652	29,726
	年金	14,856				1,217	13,639
	小計	197,761	41,332			12,814	143,615
保健 衛生	高齢者医療事業	147,703	2,283			11,913	133,507
	疾病予防対策事業	14,775	168			1,197	13,410
	医療提供体制確保事業	1,067				87	980
	健康増進対策事業	18,137	15,907			183	2,047
	母子保健事業	2,764	9			226	2,529
	子ども医療事業	16,831	1,117			1,287	14,427
	小計	201,277	19,484			14,893	166,900
合計		777,255	312,650		17,100	36,659	410,846